

会社設立から確定申告までの流れ

はじめに

起業特例の申請は、設立した会社が本店所在地の東京都に対して行います。会社を設立した年の12月31日において要件をすべて満たしている場合、東京都が設立会社に対して確認書を交付します。

出資を行った発起人の方が起業特例の優遇措置を受けるためには、最終的に確定申告を行うまでに、以下のプロセスを経る必要があります。

I 出資金を払込み会社設立

会社設立時点で次の個人要件を満たす必要があります。

要件1 設立した会社の発起人であること

要件2 設立した会社に自らが営んでいた事業の全部を承継させた個人及びその親族等でないこと

要件3 金銭の払込みにより、設立の際に発行した株式を取得していること

また、新設合併や新設分割により設立された会社は、起業特例の適用対象外となります。

すでに会社を設立している

必要な事項

- ① 定款の作成
- ② 出資金の払込み
- ③ 会社設立の登記
- ④ 株式の管理に係る契約書の締結

起業特例の優遇措置を受けるためには、その手続きを確実かつ円滑に進めるために、経済産業省告示の規定に基づき、「株式の管理に係る契約書」を、発起人と設立会社との間で締結する必要があります。東京都へ確認申請を行うまでに締結してください。

次の場合、起業特例の優遇措置を受けられませんのでご注意ください。

- 会社の設立日が令和5年4月1日以降でない場合
- 新設合併や新設分割により設立された会社の場合
- 設立した会社の発起人でない場合
- 自らが営んでいた事業の全部を承継させた個人及びその親族等である場合
- 金銭の払込みにより、設立の際に発行した株式を取得していない場合

II 設立会社が東京都へ確認申請

設立会社は、設立時の発起人の出資が起業特例の要件を満たすことの確認を東京都に申請します。

12月31日時点で各要件を判定します。

【個人要件】 要件1、2、3

【企業要件】 要件1、2、3、4、5

合致

設立経過年数に応じた要件（企業要件6）を確認し、申請パターンを決めてください。

2つ以上のパターンに当てはまる場合は、いずれか1つを選択してください。

申請パターン決定

申請パターンに応じた必要書類の準備

必要書類一覧から申請するパターン「起A」「起I」「起II」に対応する書類を準備します。

書類を提出される前に、準備した申請書類を電子データ化（PDF等）してください。

エンジェル税制は要件が複雑で必要書類も多いため、申請書類の不備が多くなっていますので、ご注意ください。

必要書類一式の準備完了

電子申請（会社設立の年の翌年1月4日以降）

受付順に担当者が内容を確認させていただき、ご連絡させていただきます。

不備等がある場合には修正が必要となります。

提出書類の確認終了

東京都が確認書交付

担当者とのやりとり後、書類が不備なく全て整った場合、東京都が確認書交付の手続きをいたします。

【電子申請】
（会社設立の年の翌年1月4日以降）
必要書類一式の準備が整いましたら、[起業特例の申請はこちら](#)から申請を行ないます。



< 申請フォーム（起業特例） >

【担当】 東京都産業労働局商工部
創業支援課 エンジェル税制担当

III 東京都から確認書の交付

要件をすべて満たしている場合、東京都が設立会社に対して確認書を交付します。

確認書の受領

↓ 確認書を受領

設立会社が確定申告用の書類を作成

↓ 書類作成の完了

発起人に必要書類を渡す

設立会社が作成する書類

- ・「個人が一定の株主に該当しないことを確認した書類」
- ・「株式異動状況明細書」

東京都から受領した確認書と作成した書類を発起人に渡します。

IV 税務署へ確定申告

株式取得時の優遇措置は、会社を設立した年の確定申告の対象です。（例年、翌年3月15日申告期限）

「東京都知事印が押印された確認書」がお手元にありますか。

いいえ → 設立会社に東京都に対する確認申請の手続きを依頼してください。

はい →

設立会社から「個人が一定の株主に該当しないことを確認した書類」と「株式異動状況明細書」は交付されましたか。

いいえ → 設立会社に作成を依頼してください。

はい →

確定申告に必要な書類を確認

必要書類の詳細や税務署所定の様式の書き方については、確定申告をされる税務署にお問合せください。

↓ 確認した

発起人の納税地または居所地にある税務署に確定申告

例年3月15日が申告期限です。